

セミナー室利用料金取り扱いについて

セミナー室利用料金につきましては、以下内容にてお取扱いください。

●別表第 2（第 14 条関係）より

減免率	減免事由
100%免除	ア. 噴火災害の伝承、学習又は火山関係資源等を活用した地域振興等のため、国又は地方公共団体等が使用する場合 イ. 噴火災害の伝承、学習等のため、長崎県に所在する学校等が使用する場合 ウ. その他、記念館の管理運営上必要と認められる場合
50%減免	ア. 国又は地方公共団体が使用する場合 イ. 長崎県に所在する学校等が使用する場合 ウ. その他、記念館の管理運営上必要と認められる場合

※講話や教育・防災・ラボプログラム等を利用される場合は 100%減免となります。

●別表第 2（第 14 条関係）の 100%免除ウ.についての具体的な内容

減免率	減免事由
100%免除	ア. 常設展示・こどもジオパーク・ワンダーラボのいずれかを利用した団体等が、昼食会場として使用する場合の 1 時間 イ. 上記ア.以外のもので館長判断により、記念館の管理運営上必要と認められる場合

※セミナー室を昼食会場として無料でご案内しますが、セミナー室利用の確約はできないことをお伝えください。夏休み期間中等は、予約人数次第でイベントスペースやフリースペースへの変更を記念館判断で行えるようにするためです。

上記内容以外でのセミナー室利用料金・減免申請については、館長決裁となります。